

「スーパーマーケット・トレードショー2025」及び「FOODEX JAPAN2025」における
愛媛県ブース企画・運営委託業務 企画提案コンペ実施要領

(令和6年9月3日一部改正)

1 目的

この要領は、「スーパーマーケット・トレードショー2025」及び「FOODEX JAPAN2025」における愛媛県ブース企画・運営委託業務の委託業者選定にあたり、企画提案参加方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「スーパーマーケット・トレードショー2025」及び「FOODEX JAPAN2025」における愛媛県ブース企画・運営委託業務

(2) 業務内容

別添『「スーパーマーケット・トレードショー2025」及び「FOODEX JAPAN2025」における愛媛県ブース企画・運営委託業務実施仕様書』のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 委託予定金額

10,900千円以内（消費税及び地方消費税並びに当事業に係る一切の経費を含む。）

3 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会で審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者（最優秀提案者）と随意契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の一部を変更する場合がある。

4 参加資格要件

- (1) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（企画提案書等の提出期限までに登録が予定されている者を含む。）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書等の受付開始の日から審査結果を通知する日までの期間に愛媛県知事から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去の展示会において、地方公共団体等が発注する類似のブース企画・運営委託業務の実施実績があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

5 スケジュール

- (1) 参加申込受付 ※ 詳細は「6－(1) 参加申込」のとおり
令和6年8月28日（水）～9月13日（金）
- (2) 質問受付 ※ 詳細は「6－(2) 質問及び回答」のとおり
令和6年8月28日（水）～9月13日（金）
- (3) 企画提案書等受付 ※ 詳細は「6－(3) 企画提案書等」のとおり
令和6年8月28日（水）～9月30日（月）
- (4) 審査（プレゼンテーション） ※ 詳細は「7 審査」のとおり
令和6年10月上旬～10月中旬〔予定〕
- (5) 審査結果の通知
令和6年10月中旬～10月下旬〔予定〕
- (6) 委託期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

6 企画提案について

(1) 参加申込

企画提案コンペに参加しようとする事業者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年9月13日（金） 17時15分（必着）
- ② 提出方法 メール
- ③ 提出先 「10 問い合わせ先・提出先」

(2) 質問及び回答

企画提案コンペに係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。
なお、質問及び回答は参加申込事業者全員に行う。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ① 提出期限 令和6年9月13日（金） 17時15分（必着）
- ② 提出方法 メール
- ③ 提出先 「10 問い合わせ先・提出先」

(3) 企画提案書等

本企画提案コンペに参加する事業者は、次により資料を提出すること。なお、規格は日本工業規格A4とする。

① 提出資料

- ア 企画提案書（様式3）
- イ 企画提案書に付帯する資料（様式自由）
- ウ 見積書（様式自由）

※ アには、会社等概要、過去の実績、業務執行体制を含む（様式3参照）。

イには、委託業務仕様書に基づいた企画提案を記載すること。

ウには、提案内容の実施に直接必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

- ② 提出部数 25部（正本1部、副本24部）
- ③ 提出期限 令和6年9月30日（月） 17時15分（必着）

- ④ 提出方法 郵便又は持参 ※ 持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分とする。
- ⑤ 提出先 「10 問い合わせ先・提出先」
- ⑥ その他 提出された書類は返却しない。また、提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会での検討に限る。

7 審査

(1) 審査方法

提出された「6－(3)－①－ア 様式3」、「6－(3)－①－イ 企画提案書に付帯する資料」及び「6－(3)－①－ウ 見積書」に基づき、提案者によるプレゼンテーションを行い、愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会において審査を実施する。ただし、応募多数の場合は、事前選定を実施する場合がある。

プレゼンテーションの参加の可否は、企画提案書等を提出した事業者に対し、令和6年10月4日（金）までに連絡する。

(2) プレゼンテーション

- ① 実施日 令和6年10月上旬～10月中旬〔予定〕 ※詳細は別途連絡
- ② 実施場所 愛媛県松山市内※詳細は別途連絡
- ③ 持ち時間 25分（説明15分、質疑応答10分）
- ④ その他

プレゼンテーションは、「6－(3)－①－ア 様式3」、「6－(3)－①－イ 企画提案書に付帯する資料」及び「6－(3)－①－ウ 見積書」の内容に限定し、追加提案の説明や資料の追加配布及び投影は認めない。

なお、審査は非公開で行うが、この審査は、企画提案者の能力等を評価するために行うものであり、企画提案書自体の業務を了承するものではない。

(3) 審査基準

最優秀提案者の選定にあたっては、別紙審査基準に基づいて、総合的に審査・評点し選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

8 契約の方法

- (1) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 委託業務仕様書は、本件業務の最低水準を示したものとする。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書は、愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容

についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(4) 最優秀提案者との契約の締結は令和6年10月中旬以降の予定である。

9 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 本要領に定める事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は失格とする。

10 問い合わせ先・提出先

愛媛県農商工連携展示会出展実行委員会事務局 担当／三好

(愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-2 NTT 愛媛ビル2棟

電話：089-912-2484 FAX：089-912-2479

メールアドレス：keieishien@pref.ehime.lg.jp

審査基準

審査項目	審査の着眼点	配点
① 事業遂行能力(事業者の適格性について)		合計30点
事業実施能力	a 統括責任者及び業務担当者は、事業を遂行する上で必要な経験、知見及び資格等を有しているか。	10
	b 過去の展示会における類似事業の実績は適切か。	5
事業実施体制	a 事務局(愛媛県)及び市町担当者と十分な意思疎通を図りながら事業を遂行できる人員体制を確保しているか。	10
	b 出展事業者をサポートできる体制になっているか。	5
② 企画提案の目的整合性、事業遂行手法の妥当性		合計70点
事業内容の妥当性	a 愛媛県ブースのデザインは、集客ができる愛媛らしい内容になっているか。	15
	b 地元愛媛の目線及び首都圏バイヤーの視点の双方から来場バイヤーを愛媛県ブースに引き止める工夫がなされているか。また、その内容は適切か。	15
	c 出展事業者の販路拡大につながる独創性のある提案となっているか。	10
	d 出展商品パンフレットは、会期後もバイヤーが利用できる内容とするなど、効果的な提案がされているか。	10
	e 可能な資材を各展示会で共用すること等で、経費の節減に努めているか。	10
事業計画の妥当性	a 作業計画・日程に無理がなく妥当性があり、かつ作業手順は効率的か。	10
合 計		100点